令和７年２月

【お試しエステのはずが高額な契約に！】

【相　談】

ＳＮＳでエステティックサロンの広告を見て脱毛体験をした。施術後、担当者から全身脱毛３０回コースを勧められ、お金がないと断ったが、「お得なプランは今日限り」と勧誘されて仕方なく承諾した。３０万円を超える長期のクレジット分割払いを申し込んだが、支払えるか不安なため解約したい。

【アドバイス】

サービス期間が１カ月を超え、契約金額が５万円を超えるエステサービスの契約は、特定商取引法によるクーリング・オフが適用される取引とされています。契約書を受け取ってから８日間であれば、クレジット会社とエステ事業者に、書面または電子メールなどにより通知を送ることでクーリング・オフできます。

「通い放題」「期間・回数無制限」と説明があったのに、実際はいつ連絡をしても予約が取れず施術を受けられないというトラブルもあります。このような場合、中途解約できることもありますが、中途解約は有償提供部分を対象として精算するため、事業者は、「通い放題」などは、無償部分のアフターサービスに当たるとして、返金額を少なくしたりすることがあります。事前に、契約内容や解約時の条件を確認しましょう。

大々的に宣伝している大手エステ事業者が倒産し、利用者がトラブルに巻き込まれた事例もあります。脱毛エステは、長期契約が多く、代金を前払いして、全ての施術を受ける前に事業者が倒産すれば、返金が受けられず損失を被る可能性があります。心配なときは、都度払いができる店やコースの利用を検討しましょう。

なお、消費者が自身でエステ機器を使用して施術を行う、いわゆる「セルフエステ」は、一般に特定商取引法の対象外とされ、クーリング・オフできません。利用前によく検討しましょう。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**